

令和2年5月20日

3年 保護者様

大阪市立今津中学校
校長 福崎 真広

5月25日（月曜日）～29日（金曜日）の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行ったうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪市教育委員会からの通知を受け、来週の標記期間に、3年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

3年生につきましては、次のとおりに実施いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくお願い申しあげます。

また、3年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

記

1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において、学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、中学校への接続に（進路の指導の）配慮が必要な最終学年の生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に留意したうえで、他の学年に先行して、授業を再開します。

2 授業実施における班分け

・A班 出席番号 1番～20番 　・B班 出席番号 21番～40番

3 3年の授業実施計画（班によって、午前・午後の違いがあります。ご注意ください。）

○5月25日（月曜日）

	A出席番号 1～20	B出席番号 21～40	1組	2組	3組	4組	5組
登校	8:30～8:45	12:45～13:00					
朝学活(5分)	8:45～8:50	13:00～13:05					
1限(50分)	8:50～9:40	13:05～13:55			9教科オリエンテーション		
休み時間(10分)	9:40～9:50	13:55～14:05					
2限(40分)	9:50～10:30	14:05～14:45			9教科オリエンテーション		
休み時間(10分)	10:30～10:40	14:45～14:55					
3限(45分)	10:40～11:25	14:55～15:40	英語	理科	数学	国語	社会
終学活(10分)	11:25～11:35	15:40～15:50					

○5月27日（水曜日）

	B出席番号 21～40	A出席番号 1～20	1組	2組	3組	4組	5組
登校	8:30～8:45	12:45～13:00					
朝学活(5分)	8:45～8:50	13:00～13:05					
1限(50分)	8:50～9:40	13:05～13:55		課題テスト(一括配布回収)予鈴(5分) ① 国語(15分) ② 社会(15分)			
休み時間(10分)	9:40～9:50	13:55～14:05					
2限(40分)	9:50～10:30	14:05～14:45		課題テスト(一括配布回収)予鈴(5分) ① 数学(15分) ② 理科(15分) ③ 英語(15分)			
休み時間(10分)	10:30～10:40	14:45～14:55					
3限(45分)	10:40～11:25	14:55～15:40	理科	英語	社会	理科	数学
終学活(10分)	11:25～11:35	15:40～15:50					

4 最初の授業で必要なもの

国 語 教科書 ノート

社 会 歴史の教科書、歴史の資料集、授業用ノート（予習プリントを貼ったもの）、
五分入魂（パンチして綴じたもの）、歴史問題集2・3、問題集用ノート

数 学 授業用ノート（2年からの続きのノート 可）

理 科 2年の教科書、ノート（B5のプリントがそのまま貼れる大きさのもの）

英 語 3年の教科書、ノート、ワーク（英語ラボ）

技 術 教科書、ノート

保 体 体操服、体育館シューズ、保健の教科書

音 楽 ノート、のり

美 術 筆記用具

5 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりませんが、お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。
- ・また、熱中症対策につきましても水筒持参などご配慮よろしくお願いします。
- ・学校園で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。
 - ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
 - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合